令 和 ９ 年 度

保 育 所 等 入 所 案 内



蟹　江　町

問合せ先

蟹江町役場民生部　こども福祉課

0567 - 95 - 1111　内線 157

“令和９年度保育等入所申込みについて”

１．保育所等(保育所及び幼保連携型認定こども園保育部)とは

保育所等は、その児童の保護者及び家族が仕事をしていたり、病気や病人の看護をしているため、保育ができず同居の家族も保育ができない事情がある場合に、保護者の申込みによって０歳（原則として生後６か月以上）から小学校就学前の乳幼児を保護者にかわって保育することを目的に設けられた「児童福祉施設」です。

２．申込書受付日程について

（１）申込書の受付期間　**１１月９日（月）から１３日（金）まで**

午前９時から午後５時まで

役場こども福祉課で受付けます。

上記受付期間終了後も随時申請を受付けますが、受付期間内に申請された方を優先的にご案内させていただきますので、ご了承ください。

また、受付時に詳しい事情をお聞きしますので、必ず保護者自身が申込書を提出してください。

（２）認定こども園蟹江幼稚園及び須成東幼稚園は、上記受付期間、幼稚園でも受付けします。

（３）蟹江保育所、はばたき保育園、キッズガーデンカリヨンの杜は、乳児専門の保育園のため、３歳児以上の児童の入園はできません。**（６．各施設についてを参照）**

また、はばたき保育園及びキッズガーデンカリヨンの杜は、**乳児でも０歳、１歳児の児童を主としていますが、定員（30名）に達しない場合は、２歳児も入園できます。**

３．必要な書類及び入所基準について

（１）保育所入所申込書

（２）子どものための教育・保育給付支給認定申請書

次項の入所基準に基づき、下記のとおり２つの区分認定を行います。２号認定・３号認定を受けた児童が入所できます。

	認　定　区　分
１号認定	満３歳以上の児童で教育を希望する場合（幼稚園への入所を希望する場合）
２号認定	満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
３号認定	満３歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

（3）入所できる児童は、保護者及び家族の事情が次のどれかに該当する場合に限られます。

入所基準	保護者の状況	必要な証明書
家庭外労働	常勤・パート	就労証明書
	農業・自営	就労証明書及び開業届写し等
家庭内労働	自営	就労証明書及び開業届写し等
	会社・商店等からの内職	就労証明書
	その他の内職	
母親の出産等	出産	出産予定日のわかる書類(母子手帳等)
疾病等	入院・通院	診断書(写し可) **※保育が必要とわかる内容の記載があるもの** 及び障害者手帳・療育手帳の写し等 (等級によって手帳の写しのみで可の場合もあります)
	障がい者	
求職活動	求職活動中又は予定	求職活動申告書
介護(看護)等		被介護(看護)者の診断書(写し可) **※常時介護(看護)が必要とわかる内容の記載があるもの**
家庭の災害その他		それぞれの事情がよくわかる書類

※ 令和９年４月１日時点で６５歳未満の祖父母等、保育できる方がいる家庭はその人の証明書等も必要です。

※ 「労働」とは、**１カ月１６日以上で１日４時間以上(月６４時間以上)**働くことをいいます。
農業とは、耕作面積が**３０アール以上で、出荷物がある**場合をいいます。実家等の農業を無給で手伝う場合等は認められません。

※ 令和９年１月４日（月）～１月２２日（金）に提出してください。（土・日曜日及び祝日を除く）

４．入所の決定等について

（1）定員等で申込児童全員が入所できない場合は、保育を要する程度の高い児童から入所していただきます。

（2）令和８年１２月下旬に、面接等のお知らせを発送します。（入所決定ではありません）

（3）内定通知書は、令和９年１月下旬に、保育料決定通知書は３月下旬に保護者に発送します。

（4）入所期間は、令和９年４月から小学校就学始期に達するまでの、保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間です。ただし、入所期間中も入所基準を満たしているか、調査を行います。

５．その他

（1）税金の更正の請求や修正申告をされた方は、必ずこども福祉課へご連絡ください。

（2）申請書提出後に保護者の状況が変わった場合(転職や引っ越し等)も、こども福祉課へご連絡をお願いします。

6．各施設について

No.	施設名 (電話番号)	保育時間	住所
1	蟹江保育所 （９５－２４５５） **※乳児専門保育所**	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００４０ 城一丁目５２５番地
2	蟹江南保育所 （９５－３４４９）	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００４０ 城四丁目２４４番地
3	蟹江西保育所 （９５－６４５４）	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００５０ 学戸四丁目２９番地
4	舟入保育所 （９５－６０３３）	平日　午前７：３０～午後６：３０ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００４８ 舟入一丁目２２８番地
5	須成保育所 （９５－００６７）	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００３１ 大字須成字古苗代１７３３番地
6	新蟹江北保育所 （９６－１０５０）	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００５８ 富吉三丁目２１７番地
7	はばたき保育園 （９６－３１２３） **※乳児専門保育園**	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００３４ 本町八丁目３５番地１
8	キッズガーデンカリヨンの杜 （９４－１２３０） **※乳児専門保育園**	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００３０ 宝三丁目３番地
9	認定こども園蟹江幼稚園 （９５－３７０３）	平日　午前７：３０～午後７：００ 土曜　午前７：３０～午後５：００	〒４９７-００４３ 大字新千秋字後東８２番地
10	認定こども園須成東幼稚園 （９５－１５４７）	平日　午前７：３０～午後６：３０ 土曜　午前８：００～午後４：００	〒４９７-００３１ 桜四丁目２２４番地

７．保育料等について

（１）保育料等は、保護者(父母)の市町村民税所得割課税額の合計により決定します。
３歳児クラス以上の保育料は無料となりますが、給食費はご負担いただきます。
（乳児クラスは保育料に給食費が含まれています。）

（２）保育料等算定の参照する年度については、
４月～８月分→令和８年度(令和７年中所得)に課税された市町民税所得割額を参照します。
９月～３月分→令和９年度(令和８年中所得)に課税された市町民税所得割額を参照します。

（３）保育料等の算定は、住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除・配当控除・外国税額控除等は適用されません。

世帯の課税区分（定義）		階層区分	利用者負担額（３歳未満）
生活保護法による被保護者世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		1	０円
市町村民税非課税世帯		2	０円
市町村民税均等割額のみ課税世帯		3	12,680 円
市町村民税（所得割額）	60,000 円未満	4	19,500 円
	60,000 円以上 140,000 円未満	5	24,200 円
	140,000 円以上 220,000 円未満	6	28,930 円
	220,000 円以上 320,000 円未満	7	37,490 円
	320,000 円以上 520,000 円未満	8	44,790 円
	520,000 円以上	9	51,790 円

８．保育料等の減免について

（１）第２子減免

18 歳に達した以降の最初の３月 31 日までのお子さまが２人いる世帯の第２子で、以下のいずれかに該当する方

⑴　利用者負担額　無料

市町村民税所得割課税額合算額が 97,000 円未満の世帯のお子さま

⑵　利用者負担額　半額

ⅰ　市町村民税所得割課税額合算額が 97,000 円以上 301,000 円未満の世帯のお子さま

ⅱ　保育所等を利用しているお子さまが２人以上いる世帯の２人目のお子さま

（２）第３子以降無料

18 歳に達した以降の最初の３月 31 日までのお子さまが３人いる世帯の第３子以降のお子さま

が、３歳に達した最初の３月 31 日までの場合は、利用者負担額が無料となります。

９．３歳児から５歳児クラスの給食費（主食費・副食費）について

（１）負担額（月額）

主食費 1,000 円　　副食費 4,500 円　　合計 5,500 円

（２）支払い方法

口座振替

（３）副食費免除対象の方

ⅰ　市町村民税所得割課税額合算額が 57,700 円未満の世帯のお子さま

ⅱ　小学校就学前までのお子さまの年齢の高い順から数えて３番目以降のお子さま

１０．基本保育時間外料金（早朝延長保育）について

（１）基本保育時間外料金は、月額 2,000 円とします。

（ただし、ひと月２回までは１日１回 400 円）

（２）以下のいずれかに該当する方は基本保育時間外料金の半額となります。

ⅰ　市町村民税所得割課税額合算額が 57,700 円以上 60,000 円未満の世帯のお子さま

ⅱ　小学校就学前までのお子さまの年齢の高い順から数えて２番目のお子さま

（３）上記（２）に加えて、以下のいずれかに該当する方は免除となります。

ⅰ　生活保護等世帯のお子さま

ⅱ　市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割課税額合算額が 57,700 円未満の世帯のお子さま

ⅲ　小学校就学前までのお子さまの年齢の高い順から数えて３番目以降のお子さま及び 18 歳に達した以降の最初の３月 31 日までのお子さまが３人以上いる世帯の年齢の高い順から数えて３番目以降の３歳未満のお子さま

（４）基本保育時間は、午前８時 30 分から午後４時までです。ただし、特に保育が必要と認められる児童については、午前８時から午後５時までとし、それ以外は基本保育時間外となります。